

お知らせ



11・12月は、県内一斉の滞納整理強化月間です

税金の納付は納期限内に！

それぞれの税には、納期限が定められています。延滞金や差押えが発生しないよう、期日を守って納付しましょう！



納税は国民の義務です

納税は国民の三大義務の1つです。納められた税金は、福祉や医療、教育、道路・河川・公共施設の整備及び維持管理、そのほか各種行政サービスを行うために使われます。

市税を滞納すると、納期限内に納めている大多数の人との公平性を欠くこととなります。また、市の財政が圧迫され、教育や道路整備などの財源を確保できなくなり、行政サービスが低下します。

税金を納めず放置すると...

滞納期間や税額によっては延滞金が発生し、本来納めるべき税額より多く納めることになります。

また、納税義務者が納期限までに納付せず、督促にも応じない場合、市は滞納処分を執行します。勤務先や金融機関などを調査し、給与・預貯金・生命保険などの債権、不動産・自動車などの財産を差し押さえます。



滞納から滞納処分までの流れ

①督促状の発送

納期限を過ぎても納付していない場合、督促状を送付します。

※督促状の発送日から10日が過ぎると、財産を差し押さえられる可能性があります。

②財産の差押え

調査して判明した財産（給与・預貯金・生命保険・売掛金・賃料などの債権や不動産、自動車など）を差し押さえます。

③換価・配当

差し押さえた財産は「取立」や「公売」により換価（換金）し、滞納金（市税、延滞金など）に充てます。



災害や病気、失業や事業の廃止など、やむを得ない理由により納期限までに納付できない場合は、早めに収納課または特別債権回収室へご相談ください。

問合せ

収納課 ☎0545(55)2730

☎0545(55)2771 FAX 0545(55)0063

収納課特別債権回収室 ☎0545(55)2914

E za-syunou@div.city.fuji.shizuoka.jp



▲詳しくはこちら

お知らせ

募集

講座・イベント

お知らせ



あなたの活躍が地域の助けに！

富士市シルバー人材センター

働くことを通じて、健康維持や地域社会の活性化に貢献しませんか。

シルバー人材センターとは？

豊富な知識・経験・技能を持つ高齢者が、仕事や社会奉仕活動などを通じて、生きがいのある生活を送り、自身の能力を生かして、活力ある地域社会の実現に貢献することを目的とする団体です。

健康で働く機会が欲しいという会員に、臨時的かつ短期的または軽易で、高齢者に向けた安全な仕事を紹介しています。

さらに、ボランティア活動など社会貢献に役立つ事業を行っています。

基本理念

働くことは、社会とつながること。収入を得るだけでなく、健康や新たな学び、生きがいを得る貴重な機会でもあります。

シルバー人材センターは、会員による自主的・主体的な運営のもと、一人一人が豊かな経験と知識を生かし、お互いに協力し合いながら、仕事を開拓して働くことを理念としています。

入会者募集中！

入会条件／次の3つに該当する人

- ・おおむね60歳以上の市民
- ・健康で働く意欲がある
- ・センターの趣旨に賛同する

入会説明会／原則、毎月第2・4水曜日

※入会前に参加が必要です。

問合せ／直接または電話で、シルバー人材センターへ

好きなお花に囲まれて
楽しく働いています！

夫婦仲よく
頑張っています！



▲花壇の管理で活躍する会員



▲詳しくはこちら



▲全国のシルバー人材センター共通マスコットキャラクター「チエブクロー」